

# 諸 規 則



# 東北大学大学院通則

制 定 昭和28年11月16日

最新改正 令和2年3月 日 規第 号

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
  - 第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻（第10条－第21条）
  - 第3章 休学（第22条－第24条）
  - 第4章 転学，退学及び除籍（第25条－第27条）
  - 第5章 教育方法等（第28条－第30条）
  - 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条－第31条の5）
  - 第6章 課程修了及び学位授与（第32条－第37条）
  - 第7章 懲戒（第38条）
  - 第8章 授業料（第39条－第44条の2）
  - 第9章 科目等履修生（第44条の3－第44条の10）
  - 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11－第44条の17）
  - 第10章 外国学生（第45条－第46条の2）
  - 第11章 インターネット・スクール（第47条）
- 附則

## 第1章 総 則

**第1条** 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

**第2条** 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

|             |   |
|-------------|---|
| 文 学 研 究 科   | 日本学専攻，広域文化学専攻，総合人間学専攻   |
| 教 育 学 研 究 科 | 総合教育科学専攻  |
| 法 学 研 究 科   | 綜合法制専攻，公共法政策専攻，法政理論研究専攻   |
| 経 済 学 研 究 科 | 経済経営学専攻，会計専門職専攻   |
| 理 学 研 究 科   | 数学専攻，物理学専攻，天文学専攻，地球物理学専攻，化学専攻，地学専攻  |
| 医 学 系 研 究 科 | 医科学専攻，障害科学専攻，保健学専攻，公衆衛生学専攻  |
| 歯 学 研 究 科   | 歯科学専攻   |
| 薬 学 研 究 科   | 分子薬科学専攻，生命薬科学専攻，医療薬学専攻  |
| 工 学 研 究 科   | 機械機能創成専攻，ファインメカニクス専攻，ロボティクス専攻，航空宇宙工学専攻，量子エネルギー工学専攻，電気エネルギーシステム専攻，通信工学専攻，電子工学専攻， |

応用物理学専攻，応用化学専攻，化学工学専攻，バイオ工学専攻，金属フロンティア工学専攻，知能デバイス材料学専攻，材料システム工学専攻，土木工学専攻，都市・建築学専攻，技術社会システム専攻

農学研究科 資源生物科学専攻，応用生命科学専攻，生物産業創成科学専攻

国際文化研究科 国際文化研究専攻

情報科学研究科 情報基礎科学専攻，システム情報科学専攻，人間社会情報科学専攻，応用情報科学専攻

生命科学研究科 脳生命統御科学専攻，生態発生適応科学専攻，分子化学生物学専攻

環境科学研究科 先進社会環境学専攻，先端環境創成学専攻

医工学研究科 医工学専攻

2 研究科の定員は，別表第1のとおりとする。

**第2条の2** 前条に定めるもののほか，本大学院の次条に定める博士課程に，履修上の区分として，学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

**第3条** 本大学院に，別表第1のとおり修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

**第3条の2** 医学系研究科，歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は，前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし，前期課程は，修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は，医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし，医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は，区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は，歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は，薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし，薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は，区分課程とする。

**第3条の3** 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は，法科大学院の課程とする。

**第3条の4** 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

**第3条の5** 後期課程並びに医学履修課程，歯学履修課程及び薬学履修課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

**第3条の6** 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

**第3条の7** 法科大学院の課程は，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

**第4条** 修士課程等の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合には，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，2年を超えるものとするところがある。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程等においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，研究科の定めるところにより，研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

**第4条の2** 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

**第5条** 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

**第5条の2** 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあっては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあっては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

**第5条の3** 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあっては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあっては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

**第5条の4** 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間を超えて在学することができない。

**第6条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第7条** 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

**第8条** 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春 季 休 業 4月1日から4月7日まで  
夏 季 休 業 7月11日から9月10日まで  
冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。
- 3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することができる。
- 4 臨時休業日は、その都度定める。

## 第9条 削除

## 第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることができる。
- 3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (10) 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

- (1) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

**第12条** 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (8) 法第102条第2項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

**第13条** 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することがある。

**第14条** 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

**第15条** 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授



与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者。
- (6) 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

**第16条** 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することができる。

- (1) 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの
- (2) 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの
- (3) 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することができる。

3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

**第16条の2** 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことができる。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。

**第16条の3** 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間につい



ては、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

**第17条** 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

**第18条** 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

**第19条** 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

**第19条の2** 入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 前2項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

**第20条** 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

**第21条** 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

### 第3章 休 学

**第22条** 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

**第23条** 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

**第24条** 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

## 第4章 転学、退学及び除籍

**第25条** 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

**第26条** 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

**第27条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- (5) 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

## 第5章 教育方法等

**第28条** 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

**第28条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

**第28条の3** 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

**第28条の4** 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

**第28条の5** 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

**第28条の6** 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

**第28条の7** 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると研究科において認める場合には、この限りでない。

**第28条の8** 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学

修の成果に係る評価及び修了の認定の基準)をあらかじめ明示するものとする。

**第28条の9** 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

**第28条の10** 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

**第29条** 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験を行う。  
2 試験の方法は、教授会等が定める。

**第29条の2** 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

**第30条** この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

**第31条** 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

**第31条の2** 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

**第31条の3** 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

**第31条の4** 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

**第31条の5** 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定又は第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

## 第6章 課程修了及び学位授与

**第32条** 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において習得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

**第33条** 修士論文等は、第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

**第33条の2** 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

(1) 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1年以上

(2) 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて3年以上

(3) 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

**第33条の3** 医学履修課程，歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上



げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

**第34条** 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

- 2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。
- 3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあっては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

**第35条** 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

**第35条の2** 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、その標準修業年限の2分の1までの期間を在学期間に算入することができる。ただし、この場合においても、少なくとも1年以上在学しなければならない。

**第35条の3** 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

**第35条の4** 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間を算入し、同条に規定する単位については、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

**第36条** 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

- 2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 文学研究科   | 修士（文学）                      |
| 教育学研究科  | 修士（教育学又は教育情報学）              |
| 法学研究科   | 修士（法学）                      |
| 経済学研究科  | 修士（経済学又は経営学）                |
| 理学研究科   | 修士（理学）                      |
| 医学系研究科  | 修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学） |
| 歯学研究科   | 修士（口腔科学）                    |
| 薬学研究科   | 修士（薬科学）                     |
| 工学研究科   | 修士（工学）                      |
| 農学研究科   | 修士（農学）                      |
| 国際文化研究科 | 修士（国際文化）                    |
| 情報科学研究科 | 修士（情報科学）                    |
| 生命科学研究科 | 修士（生命科学）                    |
| 環境科学研究科 | 修士（環境科学）                    |
| 医工学研究科  | 修士（医工学）                     |

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

|       |        |
|-------|--------|
| 文学研究科 | 博士（文学） |
|-------|--------|

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 教育学研究科  | 博士（教育学又は教育情報学）       |
| 法学研究科   | 博士（法学）               |
| 経済学研究科  | 博士（経済学又は経営学）         |
| 理学研究科   | 博士（理学）               |
| 医学系研究科  | 博士（医学，障害科学，看護学又は保健学） |
| 歯学研究科   | 博士（歯学）               |
| 薬学研究科   | 博士（薬科学又は薬学）          |
| 工学研究科   | 博士（工学）               |
| 農学研究科   | 博士（農学）               |
| 国際文化研究科 | 博士（国際文化）             |
| 情報科学研究科 | 博士（情報科学）             |
| 生命科学研究科 | 博士（生命科学）             |
| 環境科学研究科 | 博士（環境科学）             |
| 医工学研究科  | 博士（医工学）              |

- 4 前2項に定めるもののほか，修士又は博士の学位を授与するに当たっては，専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。
- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は次のとおりとする。

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 法学研究科  | 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職） |
| 経済学研究科 | 会計修士（専門職）               |

**第37条** この章に規定するもののほか，修士，博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は，東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

## 第7章 懲 戒

**第38条** 本学の規則，命令に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった者は，所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は，戒告，停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

## 第8章 授 業 料

**第39条** 授業料の額は，別表第2のとおりとする。

- 2 長期履修学生に係る授業料の年額は，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。
- 3 授業料は，第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし，それぞれの期における額は，授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 4 前項の授業料は，授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き，第1学期にあっては4月，第2学期にあっては10月に納付しなければならない。ただし，第2学期に係る授業料については，第1学期に係る授業料を納付するときに，併せて納付することができる。

**第40条** 第1学期又は第2学期の中途において，復学し，又は再入学した者は，授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に，復学し，又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を，復学し，又は再入学した月に納付しなければならない。

**第41条** 学年の途中で修了する見込みの者は，月割計算額に，修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を，



第1学期の在学期間に係る授業料については4月に、第2学期の在学期間に係る授業料については10月に納付しなければならない。

**第41条の2** 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

**第42条** 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

**第43条** 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

**第44条** 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期に係る授業料の納付時期前に休学し、又は退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

**第44条の2** この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生

**第44条の3** 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

**第44条の4** 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

**第44条の5** 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

**第44条の6** 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

**第44条の7** 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

**第44条の8** 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

**第44条の9** 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

**第44条の10** 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

## 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

**第44条の11** 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条

第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の同条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

**第44条の12** 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

**第44条の13** 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

**第44条の14** 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

**第44条の15** 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

(4) 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

**第44条の16** 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

**第44条の17** 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

## 第10章 外国学生

**第45条** 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

**第46条** 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。）は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

**第46条の2** 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

## 第11章 インターネット・スクール

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

### 附 則

この通則は、昭和28年11月16日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

省 略（昭和29年4月27日改正～平成26年3月25日規第34号改正の附則）

附 則（平成28年 月 日規第 号改正）

1 この通則は、平成28年4月1日から施行する。

2 工学研究科の機械システムデザイン工学専攻、ナノメカニクス専攻及びバイオロボティクス専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成28年11月22日規第80号改正）

この通則は、平成28年11月22日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第38号改正）

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第54号改正）

1 この通則は、平成30年4月1日から施行する。

2 教育学研究科の教育設計評価専攻、生命科学研究科の分子生命科学専攻、生命機能科学専攻及び生態システム生命科学専攻、教育情報学教育部並びに教育情報学教育部の教育情報学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該教育部又は専攻に在学する者が当該教育部又は専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの通則による改正前の東北大学大学院通則（昭和28年11月26日制定）の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

4 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規第60号改正）

1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。

2 文学研究科の文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻及び人間科学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和2年3月 日規第 号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条，第3条関係）

| 研究科    | 専攻                        | 収容定員  |      | 入学定員  |      | 課程      |
|--------|---------------------------|-------|------|-------|------|---------|
|        |                           | 前期課程等 | 後期課程 | 前期課程等 | 後期課程 |         |
| 文学研究科  | 日 本 学 専 攻                 | 58    | 42   | 29    | 14   | 博士課程    |
|        | 広 域 文 化 学 専 攻             | 58    | 36   | 29    | 12   | 博士課程    |
|        | 総 合 人 間 学 専 攻             | 62    | 36   | 31    | 12   | 博士課程    |
| 教育学研究科 | 総 合 教 育 科 学 専 攻           | 90    | 45   | 45    | 15   | 博士課程    |
| 法学研究科  | 総 合 法 制 専 攻               | 150   |      | 50    |      | 専門職学位課程 |
|        | 公 共 法 政 策 専 攻             | 60    |      | 30    |      | 専門職学位課程 |
|        | 法 政 理 論 研 究 専 攻           | 20    | 36   | 10    | 12   | 博士課程    |
| 経済学研究科 | 経 済 経 営 学 専 攻             | 120   | 42   | 60    | 14   | 博士課程    |
|        | 会 計 専 門 職 専 攻             | 80    |      | 40    |      | 専門職学位課程 |
| 理学研究科  | 数 学 専 攻                   | 76    | 54   | 38    | 18   | 博士課程    |
|        | 物 理 学 専 攻                 | 182   | 138  | 91    | 46   | 博士課程    |
|        | 天 文 学 専 攻                 | 18    | 12   | 9     | 4    | 博士課程    |
|        | 地 球 物 理 学 専 攻             | 52    | 39   | 26    | 13   | 博士課程    |
|        | 化 学 専 攻                   | 132   | 99   | 66    | 33   | 博士課程    |
|        | 地 学 専 攻                   | 64    | 48   | 32    | 16   | 博士課程    |
| 医学系研究科 | 医 科 学 専 攻                 | 60    | —    | 30    | —    | 修士課程    |
|        |                           | 520   |      | 130   |      | 博士課程    |
|        | 障 害 科 学 専 攻               | 40    | 27   | 20    | 9    | 博士課程    |
|        | 保 健 学 専 攻                 | 64    | 36   | 32    | 12   | 博士課程    |
|        | 公 衆 衛 生 学 専 攻             | 20    | —    | 10    | —    | 修士課程    |
| 歯学研究科  | 歯 科 学 専 攻                 | 16    | —    | 8     | —    | 修士課程    |
|        |                           | 168   |      | 42    |      | 博士課程    |
| 薬学研究科  | 分 子 薬 科 学 専 攻             | 44    | 24   | 22    | 8    | 博士課程    |
|        | 生 命 薬 科 学 専 攻             | 64    | 30   | 32    | 10   | 博士課程    |
|        | 医 療 薬 学 専 攻               | 16    |      | 4     |      | 博士課程    |
| 工学研究科  | 機 械 機 能 創 成 専 攻           | 84    | 30   | 42    | 10   | 博士課程    |
|        | フ ァ イ ン メ カ ニ ク ス 専 攻     | 90    | 33   | 45    | 11   | 博士課程    |
|        | ロ ボ テ ィ ク ス 専 攻           | 84    | 33   | 42    | 11   | 博士課程    |
|        | 航 空 宇 宙 工 学 専 攻           | 84    | 33   | 42    | 11   | 博士課程    |
|        | 量 子 エ ネ ル ギ ー 工 学 専 攻     | 76    | 33   | 38    | 11   | 博士課程    |
|        | 電 気 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 専 攻 | 64    | 24   | 32    | 8    | 博士課程    |
|        | 通 信 工 学 専 攻               | 62    | 24   | 31    | 8    | 博士課程    |
|        | 電 子 工 学 専 攻               | 102   | 45   | 51    | 15   | 博士課程    |
|        | 応 用 物 理 学 専 攻             | 64    | 33   | 32    | 11   | 博士課程    |
|        | 応 用 化 学 専 攻               | 52    | 24   | 26    | 8    | 博士課程    |
|        | 化 学 工 学 専 攻               | 68    | 21   | 34    | 7    | 博士課程    |

|         |              |     |    |    |    |      |
|---------|--------------|-----|----|----|----|------|
| 工学研究科   | バイオ工学専攻      | 38  | 15 | 19 | 5  | 博士課程 |
|         | 金属フロンティア工学専攻 | 52  | 21 | 26 | 7  | 博士課程 |
|         | 知能デバイス材料学専攻  | 74  | 30 | 37 | 10 | 博士課程 |
|         | 材料システム工学専攻   | 60  | 24 | 30 | 8  | 博士課程 |
|         | 土木工学専攻       | 86  | 36 | 43 | 12 | 博士課程 |
|         | 都市・建築学専攻     | 90  | 24 | 45 | 8  | 博士課程 |
|         | 技術社会システム専攻   | 42  | 39 | 21 | 13 | 博士課程 |
| 農学研究科   | 資源生物学専攻      | 72  | 39 | 36 | 13 | 博士課程 |
|         | 応用生命科学専攻     | 70  | 39 | 35 | 13 | 博士課程 |
|         | 生物産業創成科学専攻   | 76  | 33 | 38 | 11 | 博士課程 |
| 国際文化研究科 | 国際文化研究専攻     | 70  | 48 | 35 | 16 | 博士課程 |
| 情報科学研究科 | 情報基礎科学専攻     | 76  | 33 | 38 | 11 | 博士課程 |
|         | システム情報科学専攻   | 74  | 33 | 37 | 11 | 博士課程 |
|         | 人間社会情報科学専攻   | 60  | 30 | 30 | 10 | 博士課程 |
|         | 応用情報科学専攻     | 70  | 30 | 35 | 10 | 博士課程 |
| 生命科学研究科 | 脳生命統御科学専攻    | 72  | 30 | 36 | 10 | 博士課程 |
|         | 生態発生適応科学専攻   | 70  | 30 | 35 | 10 | 博士課程 |
|         | 分子化学生物学専攻    | 70  | 30 | 35 | 10 | 博士課程 |
| 環境科学研究科 | 先進社会環境学専攻    | 80  | 39 | 40 | 13 | 博士課程 |
|         | 先端環境創成学専攻    | 120 | 60 | 60 | 20 | 博士課程 |
| 医工学研究科  | 医工学専攻        | 78  | 36 | 39 | 12 | 博士課程 |

別表第2（第18条，第19条，第39条，第44条の6，第44条の7，第44条の8，第44条の16関係）

| 区 分    |                       | 検 定 料   | 入 学 料    | 授 業 料    |
|--------|-----------------------|---------|----------|----------|
| 大学院学生  | 法科大学院の課程              | 30,000円 | 282,000円 | 804,000円 |
|        | 経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程 | 30,000円 | 282,000円 | 589,300円 |
|        | その他の課程                | 30,000円 | 282,000円 | 535,800円 |
| 科目等履修生 |                       | 9,800円  | 28,200円  | 14,800円  |
| 特別聴講学生 |                       | —       | —        | 14,800円  |
| 特別研究学生 |                       | —       | —        | 29,700円  |

備考

- 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は，第1段階目の選抜にあつては7,000円，第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 大学院学生の授業料は，年額である。
- 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1単位に相当する授業についての額である。
- 特別研究学生の授業料は，月額である。



# 東北大学大学院通則細則

制 定 昭和29年 4月27日

最新改正 平成30年 3月29日 規第55号

**第1条** 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可は，研究科長の申請により総長が行う。この場合には，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

**第1条の2** 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可の取消しは，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

**第2条** 休学及び復学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

**第3条** 転学及び退学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

**第3条の2** 除籍は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

**第3条の3** 次の各号に掲げる協議は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず，特別の事情がある場合には，研究科長の申出に基づき，当該協議を総長が行うことがある。

**第3条の4** 他の大学院等における修学，外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修，外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国における履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

**第4条** 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は，研究科長の証明により総長が行う。

**第5条** 懲戒は，教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し，総長の命により研究科長が行う。

2 総長は，前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは，教育研究評議会に報告するものとする。

**第6条** 停学の解除は，教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し，総長の命により，研究科長が行う。

2 総長は，前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは，教育研究評議会に報告するものとする。

**第7条** 第1条から第3条の2まで，第5条第1項及び第6条第1項の規定は，科目等履修生について準用する。この場合において，第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と，第1条の2第1項，第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と，第5条第1項及び第6条第1項中「研



研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

**第8条** 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

**第9条** 削 除

**第10条** 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

**第11条** 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項若しくは第10条の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

#### 附 則

この細則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

省 略（昭和30年1月1日～平成21年3月27日規第50号改正の附則）

附 則（平成22年12月7日規第98号改正）

この細則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規第55号改正）

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成 年規第 号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則（昭和29年4月27日制定）の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

# 東北大学研究生規程

制 定 昭和38年5月15日 規第49号

最新改正 令和元年11月26日 規第77号

**第1条** この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

**第2条** 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

**第3条** 研究生を分けて次の3種とする。

学 部 研 究 生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

**第4条** 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

**第5条** 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

**第6条** 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したものの

(3) 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

**第7条** 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(3) 大学院の研究科において、前2号と同等以上の学力があると認めた者

2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科等の定めるところによる。

**第8条** 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

**第9条** 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。

**第10条** 納付した検定料及び入学料は、返還しない。

**第11条** 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

**第12条** 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

**第13条** 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

**第14条** 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

**第15条** 在学期間の中で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

**第16条** 研究生の授業料の月額額は、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

**第17条** 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

**第18条** 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

**第19条** この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

## 附 則

1 この規程は、昭和38年5月15日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

2 この規程施行の際、現に在学する従前の規程による研究生は、この規程による研究生として入学した者とみなす。

3 前項の規定による研究生にかかる研究科及び授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和38年4月1日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。

省 略（昭和41年3月15日規第21号改正～平成25年4月23日規第67号の改正の附則）

附 則（平成27年4月28日規第70号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月26日規第60号改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、[中略]平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月25日規第85号改正）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規第111号改正）

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定（「又は」を「,」に改める部分、「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「, 材料科学高等研究所又は学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の第2条及び第6条第3号の規定（「, 教育部若しくは研究部」を削る部分に限る。）並びに改正後の第7条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日規第32号改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月23日規第73号改正）

この規程は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年11月26日規第77号改正）

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表

| 区 分            | 金 額              | 備 考 |
|----------------|------------------|-----|
| 検 定 料          | 9,800 円          |     |
| 入 学 料          | 84,600 円         |     |
| 第16条第1項に定める授業料 | 月 額 29,700 円     |     |
| 第16条第3項に定める授業料 | 1 単位につき 14,800 円 |     |

# 東北大学研究生規程細則

制 定 昭和38年 5月15日 規第 50 号

最新改正 令和元年11月 26日 規第 78 号

(入学の許可, 除籍等)

**第1条** 入学, 在学期間の延長若しくは退学の許可, 入学の許可の取消し又は除籍は, 教授会(教授会が置かれていない場合は, これに相当する組織。以下同じ。)又は研究科委員会の議を経て, 大学院の研究科, 学部, 附置研究所, 国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。)第20条第1項に規定する機構, 同条第3項に規定する研究組織, 組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長(以下「部局長」という。)が行う。

(懲 戒)

**第2条** 懲戒は, 教授会又は研究科委員会の議を経て, 部局長が行う。

(研究証明書の交付)

**第3条** 研究証明書の交付は, 部局長が行う。

(聴講の許可等)

**第4条** 聴講又は聴講単位の増減の許可は, 教授会又は研究科委員会の議を経て, 研究科長が行う。

(聴講証明書等の交付)

**第5条** 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は, 研究科長が行う。

## 附 則

この細則は, 昭和38年 5月15日から施行し, 昭和38年 4月 1日から適用する。

**省 略** (昭和48年 7月17日規第63号改正～平成25年 4月23日規第68号改正の附則)

**附 則** (平成27年 4月28日規第70号改正)

この細則は, 平成27年 4月28日から施行し, 平成27年 4月 1日から適用する。

**附 則** (平成28年4月26日規第60号改正)

この規程は, 平成28年4月26日から施行し, [中略] 平成28年4月1日から適用する。

**附 則** (平成29年4月25日規第86号改正)

この細則は, 平成29年4月25日から施行し, 改正後の第1条の規定は, 平成29年4月1日から適用する。

**附 則** (平成30年5月8日規第112号改正)

この細則は, 平成30年5月8日から施行し, 改正後の第1条の規定(「又は」を「,」に改める部分, 「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「, 材料科学高等研究所又は学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。)は, 平成30年1月30日から, 改正後の同条の規定(「, 教育部若しくは研究部」を削る部分に限る。)並びに改正後の第4条及び第5条の規定は, 平成30年4月1日から適用する。

**附 則** (平成31年4月23日規第74号改正)

この細則は, 平成31年4月23日から施行し, 改正後の第1条の規定は, 平成31年4月1日から適用する。

**附 則** (令和元年11月26日規第78号改正)

この細則は, 令和元年11月26日から施行し, 改正後の第1条の規定は, 令和元年10月1日から適用する。

# 学 位 規 則

昭和28年4月1日 文部省令第9号

最終改正 平成29年9月8日 文部科学省令第39号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条第1項の規定に基づき、学位規則を次のように定める。

## 第1章 総則（第1条）

## 第2章 大学が行う学位授与（第2条－第5条の3）

## 第3章 短期大学が行う学位授与（第5条の4－第5条の6）

## 第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与（第6条・第7条）

## 第5章 雑則（第8条－第13条）

## 附則

### 第1章 総 則

（趣旨）

**第1条** 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）104条第1項から第4項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

### 第2章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

**第2条** 法第104条第1項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除くが、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位）

**第2条の2** 法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄掲げるとおりとする。

| 区 分                     | 学 位                  |
|-------------------------|----------------------|
| 専門職大学を卒業した者に授与する学位      | 学士（専門職）              |
| 専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位 | 第5条の5に規定する短期大学士（専門職） |

（専門職大学が授与する学位の授与の要件）

**第2条の3** 法104条第2項に規定する前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職大学が当該専門職大学の前期課程を修了した者に対して行うものとする。

2 法第104条第2項による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学の前期課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

**第3条** 法第104条第3項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者



に対し行うものとする。

- 2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第4条第3項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第16条及び第16条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

**第4条** 法第104条第3項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

- 2 法第104条第4項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位の授与に係る審査への協力）

**第5条** 前2条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

**第5条の2** 法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

| 区 分  | 学 位       |
|--|-----------|
| 専門職大学院の課程（次項の課程を除く。）を修了した者に授与する学位                            | 修 士（専門職）  |
| 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位 | 法務博士（専門職） |
| 専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位                  | 教職修士（専門職） |

（専門職学位の授与の要件）

**第5条の3** 法第104条第3項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

### 第3章 短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

**第5条の4** 法第104条第5項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位）

**第5条の5** 法第104条第6項に規定する文部科学大臣が定める学位は、短期大学士（専門職）とする。

（専門職短期大学が授与する学位の要件）

**第5条の6** 法第104条第6項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

## 第4章 独立行政法科大学評価・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

**第6条** 法第104条第7項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法科大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は次の各号の1に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法科大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法科大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 1 大学（短期大学を除く。以下この条及び次条において同じ。）に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 2 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 3 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- 4 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第104条の2第4項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法科大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法科大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法科大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

**第7条** 前条の学位の授与の審査に当たつては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

## 第5章 雑 則

(論文要旨等の公表)

**第8条** 大学及び独立行政法科大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

**第9条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法科大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法科大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法科大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

**第10条** 大学及び独立行政法科大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たつては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

**第10条の2** 大学設置基準第43条第1項、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第58条第1項、大学院設

置基準第31条第2項，短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第36条第1項，専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第54条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は，当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

（学位の名称）

**第11条** 学位を授与された者は，学位の名称を用いるときは，当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

（学位授与の報告）

**第12条** 大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は，博士の学位を授与したときは，当該学位を授与した日から3月以内に，それぞれ別記様式第1又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位規程）

**第13条** 大学は，学位に関する事項を処理するため，論文審査の方法，試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学評価・学位授与機構は，第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに，これを官報に公示するものとする。

**附 則**（平成29年9月8日文部科学省令第35号）

この省令は，平成31年4月1日から施行する。

# 東北大学学位規程

制 定 昭和30年1月1日

最新改正 平成30年3月29日 規第56号

(趣 旨)

**第1条** 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 文 学 部   | 学士（文 学）         |
| 教 育 学 部 | 学士（教育学）         |
| 法 学 部   | 学士（法 学）         |
| 経 済 学 部 | 学士（経済学）         |
| 理 学 部   | 学士（理 学）         |
| 医 学 部   | 学士（医学，看護学又は保健学） |
| 歯 学 部   | 学士（歯 学）         |
| 薬 学 部   | 学士（創薬科学，薬学）     |
| 工 学 部   | 学士（工 学）         |
| 農 学 部   | 学士（農 学）         |

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 文 学 研 究 科   | 修士（文 学）                     |
| 教 育 学 研 究 科 | 修士（教育学または教育情報学）             |
| 法 学 研 究 科   | 修士（法 学）                     |
| 経 済 学 研 究 科 | 修士（経済学又は経営学）                |
| 理 学 研 究 科   | 修士（理 学）                     |
| 医 学 系 研 究 科 | 修士（医科学，障害科学，看護学，保健学又は公衆衛生学） |
| 歯 学 研 究 科   | 修士（口腔科学）                    |
| 薬 学 研 究 科   | 修士（薬 科学）                    |
| 工 学 研 究 科   | 修士（工 学）                     |
| 農 学 研 究 科   | 修士（農 学）                     |
| 国際文化研究科     | 修士（国際文化）                    |
| 情報科学研究科     | 修士（情報科学）                    |
| 生命科学研究科     | 修士（生命科学）                    |
| 環境科学研究科     | 修士（環境科学）                    |

医工学研究科 修士(医工学)

4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士(文学)

教育学研究科 博士(教育学または教育情報学)

法学研究科 博士(法学)

経済学研究科 博士(経済学又は経営学)

理学研究科 博士(理学)

医学系研究科 博士(医学, 障害科学, 看護学又は保健学)

歯学研究科 博士(歯学)

薬学研究科 博士(薬科学又は薬学)

工学研究科 博士(工学)

農学研究科 博士(農学)

国際文化研究科 博士(国際文化)

情報科学研究科 博士(情報科学)

生命科学研究科 博士(生命科学)

環境科学研究科 博士(環境科学)

医工学研究科 博士(医工学)

5 前2項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。

6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前2項の規定を準用する。

7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)

(学士の学位授与の要件)

**第2条の2** 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

(修士の学位授与の要件)

**第3条** 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程(以下「修士課程等」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

**第4条** 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(専門職学位の学位授与の要件)

**第4条の2** 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

**第5条** 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付きなければならない。

（大学院の課程を経ない者の学位授与の申請）

**第6条** 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年 規第26号）第2条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付きなければならない。

（学位論文）

**第7条** 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

（学位論文及び学位論文審査手数料の返付）

**第8条** 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

（審査委員）

**第9条** 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院の組織及び運営に関する規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

（審査期間）

**第10条** 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

（面接試験）



**第10条の2** 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

**第11条** 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

**第12条** 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

**第12条の2** 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

**第13条** 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

**第14条** 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

**第15条** 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

**第16条** 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

**第17条** 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

**第18条** 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文（博士）」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（学位授与の取消）

**第19条** 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- 二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

（学位記及び学位授与申請関係書類）

**第20条** 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

#### 附 則

1 この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学士の授与は、東北大学学位規程（大正10年4月4日制定）第1条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程（大正10年4月4日制定）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）までは、なお、効力を有する。

**省 略**（昭和30年7月1日改正～平成25年6月25日規第91号改正の附則）

**附 則**（平成27年3月23日規第38号改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月28日規第39号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月29日規第56号改正）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の第5条、第6条第1項及び第3項、第15条並びに第18条第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式第1号（第2条の2の規定により授与する学位記の様式）

|   |   |
|---|---|
| Tohoku University<br>hereby confers upon<br>[氏名]                            | ○第 号<br>学 位 記                                   |
| the Degree of<br>[学位名]  | 氏名<br>年月日生                                      |
| having completed the<br>prescribed program of<br>the Department of<br>[学科名] | 本学○○学部○○学科所定の<br>課程を修め卒業したので学士<br>(○○) の学位を授与する |
| Faculty(School) of<br>[学部名]   | 年 月 日   |
| on [月][日] , [年]   |   |
| [総長署名]<br>[総長名]<br>President,<br>Tohoku University                          | 東北大学総長<br>総長署名 印                                |

別記様式第2号（第3条の規定により授与する学位記の様式）

|  |  |
|--|--|
| Tohoku University<br>hereby confers upon<br>[氏名]                       | ○修第 号<br>学 位 記   |
| the Degree of<br>[学位名]   | 氏名<br>年月日生   |
| having completed the Master's<br>Program in the discipline of<br>[専攻名] | 本学大学院○○研究科○○専<br>攻の修士課程（博士課程の前<br>期2年の課程）を修了したの<br>で修士（○○）の学位を授与<br>する |
| in the Graduate School of<br>[研究科名]                                    | 年 月 日  |
| on [月][日] , [年]  |  |
| [総長署名]<br>[総長名]<br>President,<br>Tohoku University                     | 東北大学総長<br>総長署名 印   |

別記様式第3号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式）

|  |   |
|--|---|
| Tohoku University<br>hereby confers upon<br>[氏名]                                   | ○博第 号<br>学 位 記  |
| the Degree of<br>[学位名]   | 氏名<br>年月日生  |
| having passed the prescribed<br>final examination in the<br>discipline of<br>[専攻名] | 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する |
| and completed a doctoral<br>dissertation in the Graduate<br>School of [研究科名]       |   |
| on [月][日], [年]   | 年 月 日   |
| [総長署名]<br>[総長名]<br>President,<br>Tohoku University                                 | 東北大学総長<br>総長署名 印  |

別記様式第3-2号（第4条第1項の規定により授与する学位記の様式で東北大学大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを修了した者へ授与するもの）

|  |   |
|--|---|
| Tohoku University<br>hereby confers upon<br>[氏名]                                   | ○博第 号<br>学 位 記  |
| the Degree of<br>[学位名]   | 氏名<br>年月日生  |
| having passed the prescribed<br>final examination<br>in the discipline of<br>[専攻名] | △△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において博士論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する |
| and completed a doctoral<br>dissertation<br>in the Graduate School of<br>[研究科名]    |   |
| and also passed the final<br>examination of<br>the [△△△△△]                         | 年 月 日   |
| on [月][日], [年]   | 東北大学総長<br>総長署名 印  |
| [総長署名]<br>[総長名]<br>President,<br>Tohoku University                                 |   |

※△△△△△は、学位プログラムの名称

別記様式第4号（第4条第2項の規定により授与する学位記の様式）

|   |  |
|---|--|
| Tohoku University<br>hereby confers upon<br>[氏名]  | ○第 号<br>学 位 記                                  |
| the Degree of<br>[学位名]  | 氏名<br>年月日生                                     |
| has submitted a doctoral<br>dissertation and successfully<br>fulfilled all the requirements<br>on [月][日], [年] | 本学に博士論文を提出し所定<br>の審査に合格したので博士<br>(○○) の学位を授与する |
| [総長署名]<br>[総長名]   | 年 月 日  |
| President,<br>Tohoku University   | 東北大学総長<br>総長署名 印                               |

別記様式第5号（第4条の2の規定により授与する学位記の様式）

|   |  |
|---|--|
| Tohoku University<br>hereby confers upon<br>[氏名]  | ○専第 号<br>学 位 記   |
| the Degree of<br>[学位名]  | 氏名<br>年月日生   |
| having completed the<br>Professional Degree Program<br>in the discipline of<br>[専攻名]<br>in the Graduate School of<br>[研究科名]<br>on [月][日], [年] | 本学大学院○○研究科○○専<br>攻の専門職学位課程を修了し<br>たので○○（専門職）の学位<br>を授与する |
| [総長署名]<br>[総長名]   | 年 月 日  |
| President,<br>Tohoku University   | 東北大学総長<br>総長署名 印   |



別記様式第6号（第6条第1項の規定による学位申請書の様式）

|  |                     |
|--|---------------------|
|  | 年 月 日               |
| 東北大学総長<br>○○○○ 殿   |                     |
|  | 現住所<br>氏名 ○ ○ ○ ○ 印 |
| 博士の学位授与について（申請）  |                     |
| 貴学学位規程第6条第1項の規定に基づき，博士論文，関係書類及び学位論文審査手数料 円を添えて，博士（○○）の学位の授与を申請します。 |                     |
| 提出論文及び添付書類   |                     |
| 1 博士論文   | 1部                  |
| （ほかに参考論文）  | （ 部）                |
| 2 履歴書  | 1部                  |
| 3 論文目録   | 1部                  |
| 4 論文内容要旨   | 1部                  |

備考 博士（○○）の括弧内には，博士論文の内容に係る専攻分野の名称を記入すること。  
（記入例 博士（文学），博士（理学））

論 文 目 録

|              |       |        |    |
|--------------|-------|--------|----|
| 氏 名          |       |        |    |
| 博士論文<br>( 冊) |       |        |    |
| 題 名          | 公表の方法 | 公表の年月日 |    |
|              |       |        |    |
| 参考論文<br>題 名  | 公表の方法 | 公表年月日  | 冊数 |
|              |       |        |    |

備考

- 1 論文題名（博士論文，参考論文）が外国語の場合は，活字体で記入し，日本語の訳文を括弧書きすること。
- 2 論文（博士論文，参考論文）が未公表の場合は，公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 3 参考論文については，提出する論文についてのみ，その題名及び冊数を記入すること。

別記様式第8号（第6条第1項の規定による履歴書の様式）

履 歴 書

|   |        |             |         |
|---|--------|-------------|---------|
| ふりがな  |        | 性 別         | 生 年 月 日 |
| 氏 名   |        | 男<br>・<br>女 | 年 月 日   |
| 本 籍   | 現 住 所  |             |         |
| 都道<br>府県  | (郵便番号) |             |         |
| <p>学 歴</p> <p>年 月 日 卒業</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>研究歴</p> <p>年 月 日</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>職 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> |        |             |         |

備考

- 1 学歴は、大学卒業以後（大学を卒業していない場合には、最終出身学校）について、学科名又は専攻名までを記入すること。
- 2 研究歴及び職歴は、主なものを記入すること。

# 東北大学大学院工学研究科規程

制 定 昭和30年1月1日

最新改正 令和2年3月 日 規第 号

## 目 次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 教育目的及び教育目標（第1条の2－第1条の4）

第1章の3 専攻（第2条）

第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻（第3条－第5条の2）

第3章 教育方法等（第6条－第8条）

第3章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第8条の2－第8条の5）

第4章 課程修了（第9条－第17条）

第5章 科目等履修生（第18条－第23条）

第6章 特別聴講学生及び特別研究学生（第24条－第26条）

附 則

## 第1章 総 則

**第1条** 東北大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における入学，教育方法，課程修了等については，東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。ただし，工学研究科長（以下「本研究科長」という。）は，この規程にかかわらず，必要に応じ，工学研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の議を経て，特例を定めることができる。

### 第1章の2 教育目的及び教育目標

**第1条の2** 本研究科は，東北大学の理念及び教育目的に沿って，工学分野における豊かな創造性及び高い研究能力を有する，倫理観及び気概を持った研究者を養成し，並びに高度な専門的知識のみならず長期的な展望及び国際的な視野を備え，社会の持続的発展に貢献できる中核的専門技術者を育成することを教育目的とする。

**第1条の3** 前条の教育目的を実現するため，前期2年の課程（以下「前期課程」という。）では，次に掲げる知識及び能力のかん養を教育目標とする。

- 一 研究課題の本質を理解し，探究できる幅広い基礎知識及び基礎学力
- 二 専門分野に関する深い知識
- 三 専門分野に関連した学際的な知識
- 四 異なる専門分野の知識の統合によるシステム設計能力
- 五 研究の課題設定能力及び課題解決能力
- 六 研究の高度な実践能力及び応用展開能力
- 七 研究の遂行に必要な語学力
- 八 研究指導又は技術指導のための基本的な能力

**第1条の4** 第1条の2の教育目的を実現するため、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）では、次に掲げる能力のかん養を教育目標とする。

- 一 社会的要請を踏まえたふかんの視野に立って研究課題を開拓し、研究を実践する能力
- 二 独自の発想による課題解決能力
- 三 他の分野に応用できる思考能力
- 四 国際学会等で発表するために十分な語学力、論文執筆能力、ディベート力及びコミュニケーション能力
- 五 研究指導を行う能力
- 六 研究又はプロジェクトをマネジメントするための基本的な能力

### 第1章の3 専攻

**第2条** 本研究科に、次の専攻を置く。

機 械 機 能 創 成 専 攻  
フ ァ イ ン メ カ ニ ク ス 専 攻  
ロ ボ テ ィ ク ス 専 攻  
航 空 宇 宙 工 学 専 攻  
量 子 エ ネ ル ギ ー 工 学 専 攻  
電 気 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 専 攻  
通 信 工 学 専 攻  
電 子 工 学 専 攻  
応 用 物 理 学 専 攻  
応 用 化 学 専 攻  
化 学 工 学 専 攻  
バ イ オ 工 学 専 攻  
金 属 フ ロ ン テ ィ ア 工 学 専 攻  
知 能 デ バ イ ス 材 料 学 専 攻  
材 料 シ ス テ ム 工 学 専 攻  
土 木 工 学 専 攻  
都 市 ・ 建 築 学 専 攻  
技 術 社 会 シ ス テ ム 専 攻

### 第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻

**第3条** 通則第11条の規定による入学志願者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

**第4条** 通則第13条の規定による再入学を願い出た者については、退学又は除籍の後2年以内に限り、選考の上、許可することがある。ただし、特別の事情がある者については、退学又は除籍の後2年を超えたときにおいても許可することがある。

2 前項の選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

3 第1項の規定により再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の一部又は全部の認定

は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

**第5条** 通則第14条の規定による進学志願者及び通則第15条の規定による編入学志願者並びに通則第16条第1項及び第2項の規定による転科志願者、転入学志願者及び転専攻志願者に対する選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 前項の規定による転科、転入学及び転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位並びに在学期間の一部又は全部の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長がその都度行う。

**第5条の2** 入学又は編入学を許可された者が、本研究科に入学し、又は編入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

(1) 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

(2) 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

### 第3章 教育方法等

**第6条** 本研究科の授業科目の区分は、前期課程にあつては共通科目、専門基盤科目、専門科目及び関連科目とし、後期課程にあつては共通科目、学際基盤科目、専門科目及び関連科目とする。

2 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は本研究科委員会が別に定める。

3 授業は講義、研修、実験、実習、演習等により行う。

4 本研究科における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の内容等については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

**第6条の2** 授業科目については、必要に応じ、夜間その他特定の時間又は時期に開設することがある。

**第7条** 本研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、本研究科委員会の議を経て、各学生ごとに指導教員を定める。

**第7条の2** 学生は、学年又は学期の初めに、指導教員の指示に従って、履修しようとする授業科目を、本研究科長に届け出なければならない。

**第7条の3** 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

**第7条の4** 学生は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、本研究科長の許可を得て、所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは学部の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。



2 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修又は本研究科において研究指導の一部を受けることを願い出たときは、許可することがある。

**第8条** 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、実験、実習、演習等については、他の方法によることができる。

2 試験は、学期末又は学年末に授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、本研究科長が定めた他の教員が行う。

3 試験を受けることができる授業科目は、授業を受けた科目に限る。

4 その年の3月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が必要と認めた場合に限り、追試験を行うことがある。

5 試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

6 前項の成績は、公表しない。

### 第3章の2 他の大学院等における修学及び留学等

**第8条の2** 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

**第8条の2の2** 学生は、本研究科長の許可を得て、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において、研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

**第8条の3** 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

**第8条の4** 第8条の2の規定により履修した授業科目について修得した単位、第8条の2の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

**第8条の5** この章に規定するもののほか、他の大学院における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

### 第4章 課程修了

**第9条** 本研究科の前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、所属専攻の専門基盤科目、専門科目及び関

連科目の単位数を合わせて、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と本研究科委員会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。
- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

**第10条** 本研究科の博士課程を修了するためには、後期課程に3年以上在学し、所属専攻の学際基盤科目、専門科目及び関連科目の単位数を合わせて、16単位以上（うち学際基盤科目及び専門科目は合わせて12単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

#### **第11条** 削 除

**第12条** 修士論文等は、前期課程に1年以上在学し、所属専攻の専門基盤科目、専門科目及び関連科目の単位数を合わせて、20単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

- 2 修士論文等の審査を受けようとする者で、3月に修了する見込みのものにあつては11月10日までに、9月に修了する見込みのものにあつては6月10日までに、その論文の題目又は課題を本研究科長に届け出なければならない。ただし、この期日までに、休学のため論文の題目又は課題を届け出ることができなかった者は、復学した後にその論文の題目又は課題を本研究科長に届け出ることができる。
- 3 修士論文等は、3月に修了する見込みの者にあつては2月10日までに、9月に修了する見込みの者にあつては8月10日までに、本研究科長に提出しなければならない。
- 4 第9条第1項ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文等の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

**第13条** 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、所属専攻の学際基盤科目、専門科目及び関連科目について所定の単位数を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

- 2 博士論文の審査を受けようとする者で、3月に修了する見込みのものにあつては11月10日までに、9月に修了する見込みのものにあつては6月10日までに、その論文の題目を本研究科長に届け出なければならない。ただし、この期日までに、休学のため論文の題目を届け出ることができなかった者は、復学した後にその論文の題目を本研究科長に届け出ることができる。
- 3 博士論文は、3月に修了する見込みの者にあつては1月20日までに、9月に修了する見込みの者にあつては8月10日までに、本研究科長に提出しなければならない。
- 4 第10条ただし書の規定を適用させようとする場合の博士論文の提出については、本研究科委員会の議を経て、本研

究科長が別に定める。

**第14条** 最終試験は、前期課程又は後期課程を修了するのに必要な単位の全部を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、修士論文等又は博士論文を中心として、これに関連のある専攻分野について口頭試問によって行う。

**第15条** その年の3月に前期課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が必要と認めた場合に限り、修士論文等の追審査又は最終試験の追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験については、それぞれ第12条及び前条の規定を準用する。

**第16条** 修士論文等及び博士論文並びに最終試験の成績は、合格又は不合格とする。

**第17条** 課程修了の認定は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が行う。

## 第5章 科目等履修生

**第18条** 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
- (4) 本研究科において前3号と同等以上の学力があると認められた者

**第19条** 科目等履修生を志願する者は、所定の願書に必要な書類を添えて、所定の期日までに、本研究科長に提出しなければならない。

**第20条** 科目等履修生の選考方法は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

**第21条** 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、一年を超えない範囲でその延長を許可することがある。

2 科目等履修生は2年を超えて在学することができない。

**第22条** 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験を受けて、単位を修得することができる。

**第23条** 科目等履修生が証明を願い出たときは、本研究科長は、単位修得証明書を交付することがある。

## 第6章 特別聴講学生及び特別研究学生

**第24条** 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

**第25条** 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

**第26条** 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和30年1月1日から施行する。ただし、博士課程に関する規定については、昭和30年4月1日から適用する。

省 略（昭和30年7月1日改正～平成26年3月11日規第9号改正の附則）

附 則（平成27年3月23日規第18号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規第57号改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規第55号改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月8日規第98号改正）

- 1 この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第7条の4の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の東北大学大学院工学研究科規程第7条の4第2項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則（令和2年 月 日改正規第 号改正）

この規程は、令和2年 月 日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

# 東北大学大学院工学研究科履修内規

平成17年12月14日 工学研究科委員会

平成31年 3月11日 専攻長会議

(趣 旨)

**第1条** この内規は、東北大学大学院工学研究科規程第6条の規定に基づき、東北大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

**第2条** 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法は、前期課程にあつては別表第1に、後期課程にあつては別表第2による。

**附 則**

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

(別表第1，別表第2 省略)

# 工学研究科関連科目等履修要項

昭和50年3月5日研究科委員会

改正 令和2年3月9日専攻長会議

I 本研究科履修内規第2条別表第1の関連科目については、次によるものとする。

1 本研究科前期課程の学生は、本研究科履修内規第2条別表第1の関連科目を履修する場合は、学年又は学期の初めに履修届を提出しなければならない。

2 前項の履修届の提出にあたっては、指導教員、専攻長及び授業担当教員の承認を得なければならない。

3 関連科目として認める授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 本研究科の他専攻の前期課程の授業科目
- (2) 本学の他研究科の前期課程及び修士課程の授業科目
- (3) 本学の学部 of 専門教育科目
- (4) 国際共同大学院プログラム、リーディングプログラム及び産学共創大学院プログラムの授業科目
- (5) その他本研究科委員会が認める授業科目

II 本研究科履修内規第2条別表第2項の関連科目については、次によるものとする。

1 本研究科後期課程の学生は、本研究科履修内規第2条別表第2項の関連科目を履修する場合は、学年又は学期の初めに履修届を提出しなければならない。

2 前項の履修届の提出にあたっては、指導教員、専攻長及び授業担当教員の承認を得なければならない。

3 関連科目として認める授業科目は、次のとおりとする。

- (1) 本研究科の前期課程の授業科目
- (2) 本研究科の他専攻の後期課程の授業科目
- (3) 本学の他研究科の授業科目
- (4) 国際共同大学院プログラム、リーディングプログラム及び産学共創大学院プログラムの授業科目
- (5) その他本研究科委員会が認める授業科目

III 専門科目及び関連科目以外の授業科目を履修する場合は、学年又は学期の初めに履修届を提出しなければならない。

## 附 則

この改正は、平成31年3月11日に施行し、平成31年4月1日から適用する。



# 他の大学の大学院等における修学及び留学並びに 特別聴講学生及び特別研究学生に関する内規

昭和48年2月7日研究科委員会

最新改正 平成27年3月26日専攻長会議

(目的)

**第1条** この内規は、東北大学大学院工学研究科規程（以下「工学研究科規程」という。）第8条の5、第24条及び第25条の規定に基づき、他の大学の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）における修学及び外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学院等」という。）への留学並びに特別聴講学生及び特別研究学生について定めるものとする。

(他の大学院等との協議)

**第2条** 工学研究科規程第8条の2、第8条の2の2及び第8条の3の規定する、「工学研究科委員会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認める」については、学生の所属する当該専攻長の承認があった場合に、工学研究科委員会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるものとする。

2 工学研究科規程第8条の2、第8条の2の2及び第8条の3の規定する、「あらかじめ当該大学院等と必要事項について協議」については、当該大学院等からの受入許可書又は受入内諾等をもって、「当該大学院等と必要事項について協議」に代えることができるものとする。

(授業科目の設定)

**第3条** 学生は、他の大学の大学院等において履修しようとする授業科目及び外国の大学院等に留学して履修しようとする授業科目について、指導教員及び所属する当該専攻長の承認を得なければならない。

**第4条** 前条において修得してきた授業科目の認定にあたっては、本研究科履修内規第2条別表第1又は別表第2に規定する必修以外の専門科目及び関連科目として認定するものとする。

**第5条** 転入学又は転科した者が、前2条に基づき単位の認定申請があった場合には、前大学院又は前研究科において同様に認定された単位がある場合は、その単位を含めて行うものとする。

(修学及び留学の申請)

**第6条** 学生が他の大学院等において修学し、又は外国の大学院等に留学しようとするときは、指導教員及び所属専攻長の承認を得て工学研究科長に願い出るものとする。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

**第7条** 特別聴講学生及び特別研究学生の受け入れにあたっては、学生の所属大学長等の推薦及び受入予定教員の内諾を得ている者について受入を許可するものとする。

**第8条** 特別聴講学生に対する授業科目履修の認定は、工学研究科規程第8条（第4項を除く）を準用する。

**第9条** 特別研究学生に対する研究指導を受けたことの証明は、各専攻が行う。

附 則（平成27年3月26日改正）

この改正は、平成27年4月1日に施行する。

# 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

制 定 昭和48年5月15日 規第43号

最新改正 平成27年4月28日 規第72号

## 目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条－第7条）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条－第13条）

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条－第17条）

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第18条－第27条）

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第28条－第31条）

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第32条－第34条）

第6章 雑則（第35条）

## 附 則

### 第1章 総 則

（趣 旨）

**第1条** この規定は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第43条第2項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

### 第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

**第2条** 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

**第3条** 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

（免除の額）

**第4条** 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額。

（許可の願い出）

**第5条** 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除願書
- (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
- (3) その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出る場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

**第6条** 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

**第7条** 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

**第8条** 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

- (1) 各学期の授業料の納期前6月以内（入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

**第9条** 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

**第10条** 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

**第11条** 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除願書
- (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
- (3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- (4) 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- (5) その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

**第12条** 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

**第13条** 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

**第14条** 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であって、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、休学期間の初日の属する月の翌月(休学期間の初日が月の初日であるときは、その月)から休学期間の末日の属する月の前月(休学期間の末日が月の末日であるときは、その月)までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

(死亡等による免除)

**第15条** 学生が死亡し、又は行方不明となったことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

(除籍による免除)

**第16条** 入学金又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

**第17条** 次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

### 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

**第18条** 次の各号の一に該当する者に対しては、学生(当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者)の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- (1) 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- (2) 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- (3) 行方不明の者
- (4) その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

**第19条** 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

**第20条** 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

**第21条** 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

**第22条** 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

**第23条** 第18条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

**第24条** 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

**第25条** 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

**第26条** 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

**第27条** 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

#### 第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

**第28条** 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

**第29条** 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければ



ならない。

- 4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

**第30条** 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第28条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

**第31条** 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第29条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

- 2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

- 3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

## 第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

**第32条** 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

**第33条** 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科若しくは教育部の長の申請に基づき、総長が行う。

- 2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

**第34条** 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

## 第6章 雑 則

**第35条** この規定に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和48年5月15日から施行する。
- 2 東北大学授業料免除取扱規程（昭和30年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に従前の規程等の規定により授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納を許可されている者は、それぞれこの規程の相当規定により許可された者とみなす。

省 略（昭和51年5月18日規第42号改正～平成22年1月27日規第8号改正）

附 則（平成27年4月28日規第72号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。



# 東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

制 定 昭和52年3月15日 規第18号

最新改正 平成27年4月28日 規第72号

(趣 旨)

**第1条** この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第19条の2第3項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

**第2条** 本学の学部に入學，再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。），轉入學又は編入學（以下この条及び第6条において「入學」という。）を許可された者で，次の各号の一に該当し，入學料を納付することが著しく困難であると認められるものに対しては，その願出により，入學料の免除を許可することができる。

- (1) 入學前1年以内において，入學を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は入學を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって，相当と認められる理由がある場合。

**第3条** 本学の大学院の研究科又は教育部に入學，再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。），轉入學又は編入學（以下次項及び第6条において「大学院入學」という。）を許可された者で，経済的理由により入學料を納付することが困難であると認められ，かつ，学業が優秀であると認められるものに対しては，その願出により，入學料の免除を許可することができる。

2 前項に規定する者のほか，大学院入學を許可された者で，前条第1号又は第2号に該当し，入學料を納付することが著しく困難であると認められるものに対しては，その願出により，入學料の免除を許可することができる。

(免除の額)

**第4条** 入學料の免除の額は，全額又は半額とする。

(免除の許可の願出)

**第5条** 第2条又は第3条の規定による入學料の免除の許可を願出しようとする者は，所定の期日までに，次の各号に掲げる書類を，総長に提出しなければならない。

- (1) 入學料免除願書
  - (2) 市区町村長発行の所得に関する証明書
  - (3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願出する者に限る。）
  - (4) 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願出する者に限る。）
  - (5) その他総長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず，外国人留學生が願出する場合には，前項第二号から第四号までに掲げる書類に代えて，別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

**第6条** 本学への入學又は大学院入學を許可された者で，次の各号の1に該当するものに対しては，その願出により，入學料の徴収猶予を許可することができる。

- (1) 経済的理由により所定の期日までに入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- (2) 入学又は大学院入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学若しくは大学院入学を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

**第7条** 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。  
(徴収猶予の許可の願い出)

**第8条** 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

**第9条** 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

**第10条** 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者(第8条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は半額を納付しなければならない。

(死亡による免除等)

**第11条** 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

**第12条** 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可しなかった者及び半額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

**第13条** 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

**第14条** 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

**第15条** 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

**第16条** 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、昭和52年3月15日から施行する。

**省 略**（昭和62年3月17日規第15号改正～平成16年12月21日規第338号改正）

**附 則**（平成27年4月28日規第72号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

# 東北大学附属図書館工学分館利用規則

制 定 昭和54年1月8日

最新改正 平成28年7月19日

## 第1章 総 則

(趣 旨)

**第1条** 第1条 東北大学附属図書館工学分館（以下「分館」という。）の利用は、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(サービスの範囲)

**第2条** 分館の利用は、館内閲覧、館外貸出、文献複写、相互利用及び参考調査等とする。

(利用者の範囲)

**第3条** 分館を利用できる者は、東北大学（以下「本学」という。）の教職員、研究員、研修員、大学院生・学部学生（研究生、科目履修生、単位互換学生等を含む。）、名誉教授、及び分館の利用を申し出た学外者とする。

(開館時間)

**第4条** 分館の開館時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めた場合は、これを変更することがあり、その際は館内掲示等で周知するものとする。

(休館日)

**第5条** 分館の休館日は、下記のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日
- (4) 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (5) 分館長が必要と認めた日

(利用手続)

**第6条** 分館の利用を希望する者は、原則として利用証（本学が発行する学生証又は身分証明書等を含む。）の交付を受けるものとする。

- 2 入館に際しては必ず利用証を携帯し、分館職員（以下「職員」という。）の請求に応じてこれを提示しなければならない。
- 3 一時利用の学外者については、原則として「学外利用者記入票」に記入するものとする。

## 第2章 館内閲覧

(閲覧の手続き等)

**第7条** 図書館資料（以下「図書」という。）の閲覧を希望する者は、分館長が特に定めるものを除き、自由に検索し閲覧することができる。

- 2 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分
  - (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈または寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
  - (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合
  - (4) 本学又は分館と出版者等との契約において、利用範囲が学内者に限定される場合
- 3 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。  
（特殊資料の閲覧）

**第8条** 分館長が特に定める図書の閲覧を希望する者は、所定の手続きをとるものとする。

### 第3章 館外貸出

（貸出を受けることができる者）

**第9条** 利用証の交付を受けた者は館外貸出を受けることができる。

- 2 図書の館外貸出を受けようとする者は、所定の手続きをとるものとする。

（館外貸出をしない図書）

**第10条** 学位論文、新聞、視聴覚資料、禁帯出の表示のある図書及び分館長が貸出を不適当と認めた図書は、館外貸出を受けることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に考慮すべき理由があると認める場合は、館外貸出をすることがある。

（貸出の冊数、期間等）

**第11条** 館外貸出については、別に定める場合を除き、本学に所属する者は10冊、学外者は2冊を限度とし、期間を2週間以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めた場合は、貸出冊数、期間等を変更することがある。

- 3 本学に所属する者のうち、貸出期間終了後も引き続き貸出を希望する者は、他に貸出の予約がない場合に限り、所定の手続により貸出期間を更新することができる。

（貸出の予約）

**第12条** 他に貸出されている図書の貸出を受けようとする場合は、予約することができる。

（貸出を受けた者の責任）

**第13条** 貸出を受けた者は、当該図書（以下、「貸出図書」という。）を分館等に返却するまで管理責任を負うものとする。

- 2 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。

（貸出図書の返却）

**第14条** 貸出を受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

- 2 貸出を受ける資格を失った者は、直ちに貸出図書を返却しなければならない。

- 3 分館長が必要を認めた場合は、貸出期間内であっても、貸出図書の返却を求めることがある。

（貸出停止）

**第15条** 貸出図書を期間内に返却しない者には、次の各号に掲げる貸出制限が行われることがある。

(1) 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出の冊数が限度内であっても、新たな貸出を停止する。

(2) 貸出期間を越えて返却した場合は、次の貸出を一定期間停止する。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に考慮すべき理由があると認める場合は、貸出停止を変更することがある。

(長期貸出)

**第16条** 工学部、工学研究科、情報科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター、レアメタル・グリーンイノベーション研究開発センター（以下「工学部等」という。）の分野等の図書の責任者（以下「使用責任者」という。）は、所定の手続きにより長期貸出を受けることができる。

2 長期貸出により利用することができる図書は、前項の分野等の使用責任者が運営費交付金、科学研究費補助金等で購入及び寄贈したものとする。

3 長期貸出中の図書については、使用責任者がその保管の責任を負うものとする。

(長期貸出図書の利用の特例)

**第17条** 長期貸出中の図書について他の利用者から閲覧又は貸出の希望がある場合、分野等は、支障がない限りこれに応じるものとする。

#### 第4章 文献複写

(館内図書の複写依頼)

**第18条** 図書の複写を希望する者は、所定の手続きにより複写を依頼することができる。

2 依頼手続及び料金については、「東北大学附属図書館文献複写等内規」によるものとする。

3 申込受付時間は、午前9時から午前11時半まで、午後1時から午後4時半までとする。

(複写機の利用、撮影)

**第19条** 館内備付けの複写機または持参した機器で自ら複写又は撮影を希望する者は、あらかじめ分館長に申請しなければならない。

(複写を認められない図書)

**第20条** 著作権法に抵触する図書の複写又は撮影、その他分館長が不適当と認めた図書の複写又は撮影の申請には応じない。

2 文献複写の著作権に関する一切の責任は、複写申請者が負うものとする。

#### 第5章 相互利用

(他部局所在図書の利用)

**第21条** 本学が所蔵する図書については、各部局間で申し合わせた手続により、これを相互に利用することができる。

(学内文献複写)

**第22条** 学内他部局所在図書の複写については、「東北大学図書館（室）間における文献複写サービス実施に関する申合せ」によるものとする。

#### 第6章 図書館相互利用

(学外図書館の利用)



**第23条** 本学に所属する者が、学外他機関が所蔵する図書の訪問利用を希望する場合は、分館が斡旋することがある。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

(現物貸借)

**第24条** 本学に所属する者が、学外他機関が所蔵する図書の貸出を希望する場合は、分館に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

(学外文献複写)

**第25条** 本学に所属する者が、学外他機関が所蔵する文献の複写を希望する場合は、分館に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、希望者が負担するものとする。

## 第7章 参考調査

(参考調査依頼)

**第26条** 教育又は研究のため、文献等に関する参考調査を希望する者は、これを依頼することができる。

(参考調査の範囲)

**第27条** 参考調査の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術文献の書誌、所在情報に関する調査
- (2) 特定事項に関する調査又は参考文献の紹介
- (3) 本学及び他大学図書館並びに研究機関等の施設の利用に関する情報の提供
- (4) その他

2 前項の規定にかかわらず、特に経費又は時間を要し他の業務に支障を及ぼすおそれのある調査及び分館長が回答することを不相当と認める調査の依頼には応じない。

## 第8章 館内施設の利用

**第28条** 館内施設の利用を希望する者は、所定の手続によりこれを利用することができる。

2 所定の手続きについては別に定める。

## 第9章 雑則

(弁償)

**第29条** 利用中の図書を紛失又は破汚損した者は、同一の図書(同類の図書を含む)又は相当額を弁償しなければならない。

(利用の停止)

**第30条** 本利用規則に違反した者、本学の図書館(本館、他分館)で利用を停止された者については、一定期間分館の利用を停止又は禁止することがある。

(個人情報漏えいの防止のための措置)

**第31条** 図書に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

- (1) 物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 分館の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置  
(準用)

**第32条** その他本規則に定めのない利用については、「東北大学附属図書館本館利用規則」等を準用するものとする。

## 第10章 補則

**第33条** この規則に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 東北大学工学部中央図書室利用案内（昭和51年4月）は、廃止する。
- 3 この規則の改廃は、工学分館運営委員会の議を経て行う。

附 則（昭和55年12月19日改正）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月21日改正）

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月11日改正）

この規則は、昭和59年7月11日から施行する。

附 則（平成2年7月23日改正）

この規則は、平成2年7月23日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成4年4月20日改正）

この規則は、平成4年4月20日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則（平成9年10月16日改正）

この規則は、平成9年10月16日から施行する。

附 則（平成13年7月3日改正）

この規則は、平成13年7月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年1月8日改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月18日改正）

この規則は、平成21年6月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年1月9日改正）

この規則は、平成22年1月9日から施行する。

附 則（平成22年3月8日改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日改正）

この規則は、平成28年7月19日から施行する。

# 学生団体，集会，掲示，印刷物配布等の内規

制 定 昭和26年5月18日

最新改正 平成18年11月22日 規第152号

学生は、相互の敬愛と協力、知性と常識に従い、大学としてふさわしい環境を維持するように努めなければならない。  
ゆえに学生は、次の行為を行うに当たっては、この内規の定めに従い行わなければならない。

## 1 学生団体

- 1 本学の学生が団体を組織し、その活動に当たって本学より部室の使用等の供与を受ける場合には、当該団体を組織しようとする学生の代表者は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者（以下「管理運営責任者」という。）に登録を申請し、その許可を得なければならない。
- 2 登録の申請に当たっては、所定の学生団体登録申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 団体の名称
  - (2) 設立年月日
  - (3) 目的
  - (4) 活動内容
  - (5) 規約
  - (6) 顧問教員、役員及び会員の氏名
  - (7) 前年度の活動内容
- 3 管理運営責任者は、第1項の申請が次に掲げる要件を充たす場合に限り、登録を許可するものとする。
  - (1) 本学の学生5名以上の会員で組織されていること。
  - (2) 本学の専任教員が、顧問教員として当該団体の運営と活動の指導に当たっていること。ただし、顧問教員が他の団体の顧問教員を兼任する場合、当該申請団体を含め、その数が3団体以内であること。
  - (3) 過去1年間に当該団体の目的に即した相当の活動実績があること。
- 4 前項の規定により登録の許可を得た団体（以下「登録学生団体」という。）の登録の有効期間は、1年とする。ただし、登録学生団体が、毎年5月31日までに所定の学生団体登録継続届に第2項に掲げる事項を記載の上、管理運営責任者に提出し、前項に掲げる要件を充たす場合に限り、登録の更新を受けることができる。
- 5 登録学生団体が、学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届の記載事項を変更したとき又は解散したときは、速やかに管理運営責任者に届け出なければならない。
- 6 学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届に虚偽の記載があった場合又は登録学生団体が本学の規則に違反し、その他本学の秩序を乱すような行為を行った場合には、管理運営責任者は、当該団体の登録を抹消することができる。
- 7 登録申請若しくは登録継続の届出の結果不許可となった場合又は登録を抹消された場合は、当該通知のあった日から14日以内に限り、管理運営責任者に異議申立てを行うことができる。

## 2 集 会

- 1 登録学生団体その他の学生団体（以下「学生団体」という。）が学内において集会をしようとするときは、当該団

体の代表者はその期日の3日前までに、所属の学部長、研究科長、教育部長又は管理運営責任者に届け出なければならない。ただし、次項の規定により施設の使用許可を申請する場合又は登録学生団体が平常使用している場所で活動内容の範囲内で集会をする場合はこの限りでない。

- 2 学生団体が集会のために施設を使用しようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、体育施設及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する施設にあっては管理運営責任者、その他の施設にあっては当該施設を管理する部局長に、所定の許可申請書を提出し、使用許可を受けなければならない。
- 3 集会をしようとする学生団体は、次の次項を守らなければならない。
  - (1) 建物又は諸器具を破損又は滅失した場合には弁償すること。
  - (2) 当該施設の使用後は整理及び戸締りを行い、特に火気に留意すること。
  - (3) 学生の本分に反すること又は営利のために使用しないこと。
  - (4) 集会は午後9時以降に行わないこと。
  - (5) 拡声器を使用するときは講義の時間帯を避けるとともに、研究教育活動に支障のある場所での使用を避けること。
- 4 所管の部局長又は管理運営責任者は、業務上必要が生じたときは集会の場所若しくは使用期日の変更を求め、又は使用許可を撤回することができる。
- 5 所管の部局長又は管理運営責任者は、集会が学内の秩序を乱すおそれがあると判断したときは、その解散を命ずることができる。

### 3 掲 示

- 1 文書又はポスターを掲示しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、その文書又はポスターを添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該掲示場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 立て看板による掲示をしようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては掲示場所を管理する部局長に申し出て、その許可を得なければならない。
- 3 掲示物には団体名及び責任者名を記載しなければならない。
- 4 掲示の内容は、虚偽のもの、他人の名誉を毀損するもの又は風紀を乱すものであってはならない。
- 5 文書又はポスターの掲示に当たっては所定の掲示板を使用するとともに、その用紙の大きさは、原則として日本工業規格A2版（新聞紙1ページ大）以内としなければならない。
- 6 立て看板は、通行の妨害及び人身に危険の及ばない場所に設置するとともに、その大きさを小さくするよう努めるものとする。
- 7 掲示期間は原則として2週間とし、その期間を超えた場合は、責任者は速やかにこれを取り除くものとする。
- 8 前各項に違反した場合には、管理者がこれを撤去するものとする

### 4 印刷物配布その他

- 1 本学構内及び各門付近で印刷物、物品等を配布又は販売しようとするときは、その印刷物、物品等を添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該場所を管理する部局長に届け出なければならない。

2 署名運動，募金運動及び世論調査を行う場合も前項に準ずる。

附 則

この内規は，昭和26年3月20日から施行する。

省 略（昭和31年4月1日改正～平成17年4月1日規第45号改正の省略）

附 則（平成18年11月22日規第152号改正）

この内規は平成18年11月22日から施行し，改正後の学生団体，集会，掲示，印刷物配布等の内規の規定は，平成18年11月6日から適用する。

# 東北大学工学研究科・工学部学生の事故対応指針

平成13年12月12日 工学研究科教授会

工学部教授会

(目的及び運用上の注意)

第1条 この指針は、工学研究科・工学部構内（未来科学技術共同研究センターを含む）で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が学部学生、大学院学生、研究生等（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。

2 本研究科・本学部の学生は、本研究科・本学部構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。

3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来たすことのないよう留意しなければならない。

(火 災)

第2条 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近辺の研究室等に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体の安全確保が可能なときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るものとする。

また、速やかに、最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(人の死傷)

第3条 学生が人の死傷に関わる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るものとする。

また、速やかに、最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(物損事故)

第4条 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに教職員、最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(盗 難)

第5条 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに最寄りの事務室又は警務員室（電話番号内線4631・5840）に通報するものとする。

(警察への通報)

第6条 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断したときは、自ら、警察に通報するものとする。



# 東北大学工明会会則

昭和60年6月25日 制定

平成29年5月10日 最新改正

(名 称)

**第1条** 本会は、東北大学工明会と称する。

(目 的)

**第2条** 本会は、会員相互の親睦及び学園生活の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するため、青葉工業会からの交付金を得て、次の事業を行うものとする。

- (1) 新入生歓迎会の開催
- (2) 運動会及び体育大会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

(会 員)

**第4条** 本会は、次の表に掲げる会員をもって組織する。

| 種 別     | 該 当 者   |
|---------|---|
| 学 生 会 員 | (1) 工学部学生<br>(2) 大学院工学研究科学生<br>(3) 大学院情報科学研究科学生<br>(4) 大学院環境科学研究科学生<br>(5) 大学院医工学研究科学生<br>(6) 工学部，大学院工学研究科，大学院情報科学研究科，大学院環境科学研究科及び大学院医工学研究科に在籍する研究生及び科目等履修生       |
| 教 員 会 員 | (1) 大学院工学研究科の専任の教員<br>(2) 大学院情報科学研究科の専任の教員<br>(3) 大学院環境科学研究科の専任の教員<br>(4) 大学院医工学研究科の専任の教員<br>(5) 大学院工学研究科，大学院情報科学研究科，大学院環境科学研究科及び大学院医工学研究科を組織する研究所等の部門等に所属する専任の教員 |
| 賛 助 会 員 | (1) 工学部等（附属図書館工学分館を含む。）所属の職員（教員を除く。）<br>(2) 本会の趣旨に賛同し，入会を希望し，入会を認められた者  |

(役 員)

**第5条** 本会に、次の表に掲げる役員を置く。

| 種 別 | 員 数 | 所掌事項                                   | 選出等の方法  |
|-----|-----|--|---|
| 会 長 | 1 人 | 本会を代表し、本会の会務を総理する。                     | 工学研究科長（工学部長）をもってあてる。  |
| 副会長 | 若干人 | 会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。         | 教員会員のうちから、会長が委嘱する。  |
| 顧 問 | 若干人 | 本会の運営に関し、会長の諮問に応ずるとともに事業の実施に関し、助言等を行う。 | 教員会員のうちから、会長が委嘱する。  |
| 理 事 | 若干人 | 本会の運営に参画する。                            | 別記1の専攻等から推薦された教員会員及び工学部・工学研究科事務部長をもってあて、会長が委嘱する。  |
| 参 与 | 若干人 | 本会の事業の実施その他運営に関し、援助、協力等を行う。            | 工学部・工学研究科事務部所属の係長（附属図書館工学分館の係長を含む。）以上の事務職員（工学部・工学研究科事務部長を除く。）及び青葉工業会の職員をもってあて、分担を定めて、会長が委嘱する。 |

2 役員（役職指定によりあてられる役員を除く。以下同じ。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の役員は、再任されることができる。

（理 事 会）

**第6条** 本会に、本会の議決機関として、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、顧問及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 会則の改正
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の改正は、出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（顧問・部長会）

**第7条** 本会に、次の各号に掲げる事項を検討するため、顧問・部長会を置く。

- (1) 理事会に附議する事業計画等の立案
- (2) 事業実施にかかる重要事項
- (3) その他会長から諮問された事項

- 2 顧問・部長会は、顧問及び会長の指定した役員並びに第8条第2項に定める各部の部長及び副部長をもって構成する。
- 3 顧問・部長会は、会長があらかじめ指定した総務部顧問が招集し、議長となる。

(各 部)

**第8条** 本会の事業を実施する機関として、本会に、次の表に掲げる部（以下「各部」という。）を置く。

| 種 別 | 所 掌 事 業・事 項                                     |
|-----|---|
| 総務部 | 本会の事業実施にかかる総括的企画、連絡、調整等に関する事項。<br>運動会の運営に関すること。 |
| 運動部 | 運動会及び体育大会の開催、おもにその競技運営に関すること。                   |

- 2 各部に、次の表に掲げるとおり、部長、副部長及び学部学生部員並びに大学院学生部員（以下「部長等」という。）を置き、学生会員をもってあてる。

| 種 別  | 員 数 | 任 務                                | 選 出 方 法                      |
|------|-----|------------------------------------|------------------------------|
| 部 長  | 1 人 | 当該部を代表し、当該部の所掌事業・事項を掌理する。          | 当該部に属する工学部4年生の部員の互選によって選出する。 |
| 副部長  | 1 人 | 当該部の部長を補佐し、部長に事故があるときは、部長の任務を代行する。 | 当該部に属する工学部3年生の部員の互選によって選出する。 |
| 部 員  | 若干人 | 当該部の所掌事業・事項を処理する。                  | 別記2に定めるところにより選出する。           |
| 学生参与 | 若干人 | 本会の事業の円滑な実施のため、その経験により適宜助言指導を行う。   | 必要に応じ、顧問が委嘱する。               |

- 3 部長、副部長及び学部学生部員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし再任を妨げないものとする。ただし、補欠の部長、副部長及び部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 大学院学生部員の任期は、4月1日から当該年度の運動会終了までの期間とする。

(部長会等、実行委員会)

**第9条** 各部の所掌事業・事項を円滑に実施するための協議機関として、次の表に掲げるとおり、部長会、全部員及び各部部員会（以下「部長会等」という。）を置く。

| 種 別     | 構 成            | 運 営 方 法                       |
|---------|----------------|-------------------------------|
| 部 長 会   | 各部の部長及び副部長     | 総務部長が必要に応じ招集し、総務部長が議長となる。     |
| 全 部 員 会 | 各部の部長、副部長及び部員  | 総務部長が必要に応じ招集し、総務部長が議長となる。     |
| 各部部員会   | 当該部の部長、副部長及び部員 | 当該部の部長が必要に応じ招集し、当該部の部長が議長となる。 |

- 2 部長会等の運営に関する細目は、部長会が定める。
- 3 当該部のみで所掌事業・事項の実施が困難な場合には、実行委員会を結成して実施することができる。
- 4 実行委員会の設置、組織及び運営方法については、部長会の協議により決定する。
- 5 部長会等及び実行委員会には、顧問、参与その他の役員が出席し、助言等を行うことができる。

(雑 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 東北大学工明会会則（大正8年9月27日制定）は、廃止する。
- 3 この会則施行の際、現に、廃止前の東北大学工明会会則（大正8年9月27日制定）に基づく会員及び役員に関する経過措置は、会長が別に定める。

附 則（平成9年6月4日改正）

この会則は、平成9年6月4日から施行し、改正後の第4条、第5条（別記1大学院情報科学研究科の項を除く。）及び第8条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年5月6日改正）

この会則は、平成10年5月6日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成15年5月7日改正）

この会則は、平成15年5月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月6日改正）

- 1 この会則は、平成16年5月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 別記2の改正は、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成17年5月11日改正）

この会則は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月25日改正）

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日改正）

この会則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則（平成24年5月9日改正）

この会則は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月8日改正）

この会則は、平成25年5月8日から施行する。

附 則（平成27年5月13日改正）

この会則は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月11日改正）

この会則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月10日改正）

この会則は、平成29年5月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別記1 理事選出の専攻等

| 専攻名等                    |  |
|-------------------------|--|
| 大学院<br>工学<br>研究科        | 機械機能創成専攻<br>ファインメカニクス専攻<br>ロボティクス専攻<br>航空宇宙工学専攻<br>量子エネルギー工学専攻<br>電気エネルギーシステム専攻<br>通信工学専攻<br>電子工学専攻<br>応用物理学専攻<br>応用化学専攻<br>化学工学専攻<br>バイオ工学専攻<br>金属フロンティア工学専攻<br>知能デバイス材料学専攻<br>材料システム工学専攻<br>土木工学専攻<br>都市・建築学専攻<br>技術社会システム専攻 |
| 大学院<br>情報科学<br>研究科      | 情報基礎科学専攻<br>システム情報科学専攻<br>人間社会情報科学専攻<br>応用情報科学専攻   |
| 大学院<br>環境科学<br>研究科      | 先進社会環境学専攻<br>先端環境創成学専攻 地球環境学コース<br>先端環境創成学専攻 応用環境学コース<br>先端環境創成学専攻 文化環境学コース  |
| 大学院<br>医工学<br>研究科       | 医工学専攻  |
| 金属材料研究所の工学研究科を組織する部門等   |  |
| 流体科学研究所                 |  |
| 電気通信研究所                 |  |
| 多元物質科学研究所の工学研究科を組織する部門等 |  |

別記2 (1) 学部学生部員の学科等・学年別員数

| 学 科 名 等                                     | 4 年 生 | 3 年 生 |
|---|-------|-------|
| 機 械 知 能 ・ 航 空 工 学 科                         | 2 人   | 2 人   |
| 電 気 情 報 物 理 工 学 科 / 情 報 知 能 シ ス テ ム 総 合 学 科 | 2 人   | 2 人   |
| 化 学 ・ バ イ オ 工 学 科                           | 1 人   | 1 人   |
| 材 料 科 学 総 合 学 科                             | 1 人   | 1 人   |
| 建 築 ・ 社 会 環 境 工 学 科                         | 1 人   | 1 人   |

※ 学部2年生においては、各クラス代表が、工明会行事の諸連絡のため適宜諸会議へ出席する。

(2) 大学院学生部員選出の専攻及び運動部への分属

|  | 専 攻 等 名   | 摘 要  |
|--|---|--|
| 大<br>学<br>院<br>工<br>学<br>研<br>究<br>科           | 機械機能創成専攻／機械システムデザイン工学専攻<br>ファインメカニクス専攻／ナノメカニクス工学専攻<br>ロボティクス専攻／バイオロボティクス専攻<br>航空宇宙工学専攻<br>量子エネルギー工学専攻<br>電気エネルギーシステム専攻<br>通信工学専攻<br>電子工学専攻<br>応用物理学専攻<br>応用化学専攻<br>化学工学専攻<br>バイオ工学専攻<br>金属フロンティア工学専攻<br>知能デバイス材料学専攻<br>材料システム工学専攻<br>土木工学専攻<br>都市・建築学専攻<br>技術社会システム専攻 | 左記の各専攻から部員各1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。                  |
| 大<br>科<br>学<br>学<br>院<br>研<br>究<br>情<br>報<br>科 | 情報基礎科学専攻<br>システム情報科学専攻<br>人間社会情報科学専攻<br>応用情報科学専攻  | 左記の各専攻から部員各1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。                  |
| 大<br>科<br>学<br>学<br>院<br>研<br>究<br>環<br>境<br>科 | 先進社会環境学専攻<br>先端環境創成学専攻 地球環境学コース<br>先端環境創成学専攻 応用環境学コース<br>先端環境創成学専攻 文化環境学コース   | 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻各コースから部員各1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。 |
| 大<br>医<br>研<br>学<br>工<br>究<br>院<br>学<br>科      | 医工学専攻   | 左記の専攻から部員1人を選出し、各チームの世話人の役を担うものとする。                    |



# 青葉工業会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は青葉工業会という。

第2条 本会は事務所を、仙台市青葉区荒巻字青葉6-6（東北大学大学院工学研究科内）に置く。

第3条 本会は、会員の親睦を図り、もって我が国工業の進歩発展に寄与し、併せて後進の誘益に務めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報、ニュース及び会員名簿の発行
- (2) 工業に関する情報・資料の収集、調査研究及び図書刊行
- (3) 講演会、談話会及びその他の集会の開催
- (4) 会員互助の事業及び東北大学工学部に対する援助事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は、別に定めるところにより支部を置くことができる。

第6条 本会の目的を達成するため、特別の機関を置くことができる。

## 第2章 会 員

第7条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 (2) 特別会員 (3) 名誉会員 (4) 賛助会員 (5) 学生会員

第8条 正会員は、次に掲げる学校を卒業又は修了した者及び現教員並びに理事会で承認した者とする。

- (1) 仙台高等工業学校
- (2) 東北帝国大学工学専門部
- (3) 東北帝国大学工学部
- (4) 仙台工業専門学校（附設工業教員養成所を含む）
- (5) 東北大学工学部
- (6) 東北大学大学院工学研究科
- (7) 東北大学工業教員養成所

第9条 特別会員は、前条に掲げる学校の旧教員（教官）及び理事会で承認した者とする。

2. 名誉会員は、前条に掲げる学校の学部長又は学校長の職にあった者並びに本会に功労顕著な者で理事会で承認した者とする。
3. 賛助会員は、本会の目的に賛成し多大の援助をした法人又は個人で理事会で承認した者とする。
4. 学生会員は、工学部及び工学研究科に在籍する者とする。

## 第3章 役 員 等

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2 名

**第 11 条** 会長は、東北大学工学部長をもってあてる。

2. 副会長は、正会員及び特別会員の中から総会において選出する。
3. 会長、副会長、地区支部長は理事とし、他の理事は別に定めるところにより選出する。
4. 監事は、正会員及び特別会員の中から総会において選出する。
5. 副会長、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
6. 役員に欠員が生じた場合は常任理事会において選出する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

**第 12 条** 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 理事は、会務を処理する。
4. 監事は、会計を監査する。

**第 13 条** 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会に功労顕著な会員の中から理事会において選出する。
3. 顧問は、会長の求めに応じ理事会等に出席して意見を述べることができる。

**第 14 条** 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には事務局長および職員若干名を置く。
3. 事務局職員は会長が任免する。
4. 職員は有給とする。

#### 第 4 章 会 議

**第 15 条** 本会の会議は総会、理事会、常任理事会、常務会及び委員会とする。

**第 16 条** 総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、定時総会と臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎事業年度終了後2月以内に招集する。
3. 臨時総会は、次の事由があつて定時総会の開催を待つことができない場合に招集する。
  - (1) 理事会で必要と認めるとき
  - (2) 正会員及び特別会員 100 名以上から会議の目的たる事項を示して総会開催の請求があつたとき

**第 17 条** 総会の招集は、2週間前までに議案、日時、場所を示して会員に通知しなければならない。

2. 総会の議長は、会長をもってあてる。

**第 18 条** 総会は次のことを決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (2) 運営方針及び諸規程の制定改廃
- (3) 財産の管理及び処分
- (4) 副会長、理事及び監事の選出
- (5) その他本会の目的達成に必要な重要事項

**第 19 条** 総会は、会員 100 名以上が出席しなければ議事を開き決議することができない。ただし、総会に出席できない会員は、書面により出席会員に委任して表決権を行使することができる。この場合出席したものとみなす。

**第 20 条** 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**第 21 条** 理事会は、会長が召集し、会務の執行に関する重要事項を審議する。

2. 理事会は、委任状を含めて、2分の1以上の出席がなければ審議することができない。

**第22条** 仙台地区に在住する理事は常任理事となり、常任理事会を構成する。

2. 常任理事会は、会長が議長となり、総会、理事会の議題整理などを行う。

**第23条** 常任理事の中から、庶務、会計、編集を担当する各3名以内の常務理事を会長が委嘱する。

2. 会長、仙台地区に在住する副会長及び常務理事をもって常務会を構成し、日常業務について協議する。

**第24条** 常務理事の業務を助けるために委員会を置くことができる。

2. 委員は、常務理事の推薦により、会長が委嘱する。

## 第5章 会 計

**第25条** 会費については、別に定める。

**第26条** 本会の経費は、次の収入をあてる。

- (1) 会 費
- (2) 寄 附 金
- (3) その他の収入

**第27条** 本会の次のものは、基本財産とし、その運用は総会の決議による。

- (1) 総会の決議により編入したもの

**第28条** 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日をもって終るものとする。

## 第6章 帳 簿

**第29条** 本会に、次の帳簿を整備し、会員は閲覧することができる。

- (1) 会 計 簿
- (2) 議 事 録
- (3) 会 員 名 簿

## 第7章 会 則 変 更

**第30条** 本会則の変更は、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解 散

**第31条** 本会解散の決議をするには、総会で出席会員の5分の4以上の同意を得なければならない。

**第32条** 本会解散の場合における残余財産の処分は、総会の決議により定める。

### 附 則

本会則は、昭和31年12月1日より施行する。

本会則は、昭和38年4月1日より施行する。

本会則は、昭和46年6月1日より施行する。

本会則は、昭和49年6月1日より施行する。

本会則は、昭和52年5月20日より施行する。

本会則は、昭和53年4月1日より施行する。

本会則は、昭和61年4月1日より施行する。

本会則は、平成17年5月22日より施行する。

## 青葉工業会正会員会費及び学生会員会費規程

第1条 本規程は、青葉工業会会則第25条により、これを定める。

第2条 正会員は、毎月4月会費として3,000円を納入するものとし、2年以上の会費をまとめて前納することができる。

第3条 正会員は終身会費を納入することができる。

終身会費は150,000円－〔3,000円×正会員会費納入年数〕とする。

第4条 学生会員は大学入学時、下記の学生会員会費を納入するものとする。

| 区 分                            | 納入する会費の額 | 納入会費の内訳   |
|--------------------------------|----------|---|
| 工 学 部 学 生                      | 18,000 円 | 学生会員会費4年分 12,000 円及び<br>その後の2年間の会費 6,000 円<br>合計 18,000 円 |
| 工学部3年次への編入学学生                  | 12,000 円 | 学生会員会費2年分 6,000 円及び<br>その後の2年間の会費 6,000 円<br>合計 12,000 円  |
| 工学部卒業以外の工学研究科前期<br>2年の課程への入学学生 | 6,000 円  | 学生会員会費2年分 6,000 円<br>合計 6,000 円                           |

第5条 正会員の資格を有する学生会員が納入した学生会員会費は、〔学生会員会費納入額／3,000円〕の計算により、正会員会費納入年数に加算するものとする。

第6条 納入された会費は返還しない。

(平成20年4月1日より施行)

# 青葉工業会地区支部通則

**第1条** 本通則は、青葉工業会会則第5条により、これを定める。

**第2条** 本会に、次の地区支部を置く。

北海道 地区支部

東北 地区支部（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島）

関東 地区支部（茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨）

北陸 地区支部（新潟，富山，石川，福井）

中部 地区支部（長野，岐阜，静岡，愛知）

近畿 地区支部（三重，滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山）

中国四国地区支部（鳥取，島根，岡山，広島，徳島，香川，愛媛，高知）

九州 地区支部（山口，福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄）

2. 各地区支部には、更に下部組織として、府県別又は小地域別支部等をおくことができる。

**第3条** 地区支部には、地区支部長1名，幹事若干名を置く。その他必要な役員をおくことができる。

**第4条** 地区支部長は、本会の理事を兼ね、その地区支部を代表し、支部の事務を統轄する。

**第5条** 地区支部の運営に関する重要事項は、地区支部総会で定める。

**第6条** 地区支部長は、事業計画，事業報告，予算，決算及び役員の変更を、定期的に会長に報告するものとする。

**第7条** 支部及び分会には、当分の間、本会より補助金を交付する。

補助金について

1. 支部又は分会より会費一括納入のいずれの場合も

分会へ 1人 150円

支部へ 1人 200円とする。

2. 本部宛個人納入の場合

支部へ 1人 100円とする。

3. 会費前納及び終身会費納入の場合

該当する分会又は支部へ

前項の1又は2の金額×納入額／3,000円とする。

（平成20年4月1日より施行）